

令和7年4月1日から入院時に支払う標準負担額が変更になります

入院時食事療養標準負担額

【70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額(食事代)
住民税課税世帯		510円
住民税非課税世帯に該当しない 指定難病・小児慢性特定疾病の患者等		300円
住民税 非課税世帯	入院日数が90日まで	240円
	入院日数が91日以降	190円

【70歳以上の方の入院時食事療養標準負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額(食事代)
現役並み所得者・一般		510円
低Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病の患者等		300円
低所得Ⅱ	入院日数が90日まで	240円
	入院日数が91日以降	190円
低所得Ⅰ		110円

入院時生活療養標準負担額

【65歳以上70歳未満の方の生活療養標準負担額(食費+居住費)】

所得区分		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
		食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
住民税課税世帯		510円[470円]	370円	510円[470円]	370円	300円	0円
住民税 非課税世帯	入院日数が90日まで	240円		240円		240円	
	入院日数が91日以降			190円		190円	
境界層該当者		110円	0円	110円	0円	110円	

【70歳以上の方の生活療養標準負担額(食費+居住費)】

所得区分		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
		食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者・一般		510円[470円]	370円	510円[470円]	370円	300円	0円
低所得Ⅱ	入院日数が90日まで	240円		240円		240円	
	入院日数が91日以降			190円		190円	
低所得Ⅰ		140円		110円		110円	
境界層該当者		110円	0円	110円	0円	110円	